

〔学術論文〕

日本占領時期香港の教育

The Education of HongKong under the Japanese occupation

山田美香

Mika Yamada

要旨 本稿は、日本占領時期に、主に慈善団体による学費支援の視点から、香港の教育がどのような状況であったのかを論じるものである。香港の日本占領時期の教育政策の多くは、戦乱で閉校していた既存の私立学校の再開を許可し、日本語教育を推進するというもので、一般の中国人子弟のための学校は国民教育の一環ではあったが、日本語教育の延長として捉えられていた。曹必宏も指摘しているように、現地の者が入学できる日本側の設立した教育機関は、警察官練習所である憲查教習所、官立東亜学院など「職業訓練学校」であった¹。香港占領地総督部は、教育管理には成功したが、学費免除生の財源を中国人に任せ、戦局が悪化する中、徐々に教育事業を停滞させた。

キーワード：香港、日本占領、慈善団体、学校、教育

はじめに

香港の教育は、王道隆によると、1935年、「中文教育を重視するよう転向し」「この時期は国内の戦争が絶えず、大量の中国人が香港に来て人口が激増し、中文学校が倍増した」という²。また「1931年から香港私立学校は廣東省教育庁に認可申請するようになり」、認可が下りると「私立学校として経費の補助申請が可能」³であるなど、広東省と香港と紐帯は強かった⁴。これら学校の学費については、喻本伐・李先軍が触れているが、大半の私塾、私立学校は自弁を強要され、そこで働く教師の質、また彼らの生活の保障も低いものであった。

1940年の「調査によると、学費を値上げする学校は香港方面に多い。若干規模が大きい学校の他、比較的規模が小さい学校も学費を上げている。— (中略) —。だいたい20%の値上げが普通である。学校では、毎年、平民への優待のため多くは学費を半額にしていたが、現在これらの多くの学校は、学費半額の優待を受けた児童に、全額払なければ退学だと警告した。しかしこれらの児童は貧しく、一時に払うのは難しいので多くは退学させられた。また、若干の学校は、児童が入学申請書を出す時、学費を高くすることを明示せず、払うときに初めて学費値上げをいうので保護者はこれに対して多くの不満を持っている」(星島日報、1940年3月4日)(方駿・麦肖玲・熊賢

君『香港早期報紙教育資料選萃』湖南人民出版社、2006年5月、p.543)。

1941年12月-1945年8月の日本占領時期、日本が設立した初等教育機関には、香港国民学校があり、日本人子弟を対象とした学校ではあったが、台湾・朝鮮人児童の入学試験を行い、(香港日報記事：42名の受験生のうち31名)入学させている。1943年11月1日、香港国民学校九龍分教場も設立された(1943年10月28日華僑日報)。

この点、香港教育資料中心編写組『香港教育發展歷程大事記(1075-2003)』では、「東亜学院、日本人のための国民学校の他は、日本当局は幼稚園、小中学校経費をすべて支援しなかった。児童は一律学費を支払い、貧困家庭は、子どもを学校に出すのが難しかった」と記している⁵。

日本が設立した官立学校は、どれも入学後、学費の免除は当然のこと、手当て支給などの特典があった。香港総督府は、官立東亜学院で高等小学校卒業生対象に香港人を入学させたが、その実、高等小学校卒業生はそれほど多くなく、また、技術を学ぶことができる官立学校は農事伝習所のみであった⁶。

1 先行研究

これまで日本占領時期の香港の教育については、日本占領時期の香港研究の一部として論じられてきた。日本占領を扱う中で教育事象も取り上げたものには、關禮雄、謝永光、元邦建がいる⁷。一方、曹必宏は、その論文「日据時期的香港植民教育」「日占時期的香港教育(1942-1945年)」(方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月)のなかで、日本占領時期の教育の概略を、太平洋戦争前の教育、日本軍の香港占領で多くの学校校舎が戦火で被害を受けたこと、占領時期の香港の小・中学校、大学、官立東亜学院、教科書編集、学校の科目、教育経費、社会教育(海員養成所、工場での職業訓練・・・)、日本語教育の推進、戦後教育など多岐にわたってその詳細を述べている⁸。特に国民学校、官立東亜学院、香港大学などの初等・中等・高等教育機関の状況について詳しく言及している。

張慧真・孔強生(日野みどり訳)『日本占領期香港の子どもたち 学びと暮らしのオーラルヒストリー』は、当時の子どもたち・教員が、占領時期にどのような生活だったのか、またその後どのような人生を経たのか、本人からの証言をまとめたものである⁹。

これらの先行研究から明らかなのは、日本占領が香港の住民にいかに甚大な被害を与えたのかを叙述していることである。

一方、日本人による研究では日本語学校の研究がある。たとえば、小島勝は本願寺による日本語学校経営¹⁰を、このほか、深川治道が香港天理日語学校の学習課程などに言及している¹¹。

本稿では、日本軍の広州陥落に伴い、広州市から多くの学校が香港に移転、また多くの香港・難民の子どもが就学困難な状況が発生した中、どのような慈善団体による教育費補助が実施されたのかを論じることとする。

これについて、曹必宏は、「華民慈善総会が1943年から学費免除生募集の開始をした」ことを紹介している¹²。本論文では、曹らの紹介する日本占領時期の学校、児童への経費の補助の実際について、さらに当時の新聞記事を用いてその具体的な様相を明らかにする。なお、本文中の資料に見られる旧字体は、筆者が常用漢字に書き直した。

2 学費免除

日本占領時期、児童の就学は急務の要のはずであったが、日本の教育を少しでも受けた香港人教員の養成をした後、授業が再開された。「訓練を受けた教員が卒業するのは遠くなく、卒業後各校に派遣され服務する」というものであった(1942年3月5日南華日報)。

日本占領時期には、新聞の見出しに「長尾文教課長一行教育実施状況を視察」と掲載され、磯谷廉介総督、文教課課長などが巡視を行い、そのたびに官製新聞で状況が報道されている¹³。

「香港占領地総督部文教当局ではさる五月、香九両地区の各種学校中、兄要整備し新建設に添ふと認められた小学校二十五、男子中学校十、女子中学校十一、男子実業学校二、幼稚園四、合計五十二校の開校を許可した。総督は、1942年の段階で、一般の中国人子弟の就学を大きな教育問題と捉え、「中国人子弟教育にきわめて関心を持ち、香港大学の再開は極めて大事だが、一般の中国人子弟の初等教育の普及も急ぐ問題だ。現在、学費は高騰し、その他の理由で就学率は低下し、改善の弁法を求めている」と述べている(華僑日報1942年9月23日)。

しかし、日本の占領による混乱で、保護者がすでに学費を納めたが学校が授業を再開しないため、混乱が起きるなどの問題もあった。「5月1日に授業が始まるのはもともと20校でその他の学校は新旧児童の登記を行い、先に学費を納めさせた。現在、いつ授業を再開するのか分からないので、まだ再開していない学校に既に学費を納めた児童の保護者は、先に学費を返還、他の学校に児童を転校させることを希望している」(南華日報1942年5月20日)。

また、学校設立の問題で、学校設置場所と就学率は大きく関係があることから、児童の就学の便を考えるべきだという総督の意見も掲載されている。「総督は香港の教育の強化に対して、現在、先に小中学校の教育を強化し、児童の就学の便をよくし、児童が就学するための計画がある。学校の場所の問題を考慮し、もし学校が家庭からとても遠いと、児童は学校に行くのに不便である。学校の場所の問題、学校数を増加することを考慮し—(中略)—、教員の給料を増やし、安心してよく教育ができるようにする」(華僑日報1943年1月7日)。

総督は、「補助が必要であれば斟酌し、手当を支給し、補助に当てる」と述べたが、財政上の理由から「これに対して疑問を持つ者」もいた。結局、補助金は支給することになったが、「政府が学校に手当を出す目的は2つあり、1つは学校経費の維持、校長・教員の生活の安定で、1つは学校経費の維持、原則学費を安くし保護者の負担を軽減し、入学時に以前と比べて児童を増加させること」にあった(華僑日報1943年1月17日)。

また、文教課当局は、「香港の教員の質を区分するため、私立学校教員及び私立幼稚園保姆の登記を行い、審査を経て合格した者を教員であることを許す」と、私立学校の教員認可を行っていた（華僑日報1943年1月7日）。私立学校規制があり、この点について、文教課の管理強化を読み取り批判する研究もある¹⁴が、認可した学校には補助金を与えていた。「当局は積極的に華僑教育を推進し、特にすでに授業を行う正式に認可した私立学校に毎年25万円、を昨年10月から4期に分け補助することを決定した」。

しかし、校長会は補助が支給されても、教員の生活維持のため学費を上げざるを得ず、そこで保護者の負担軽減のため、「小学校1, 2, 3, 4年は毎学期（6月から）12ヶ月（以前は18ヶ月）、高等小学校は15ヶ月（以前は24ヶ月）、初級中学は18ヶ月（以前は30ヶ月）、高級中学は24ヶ月（以前は36ヶ月）」と、就学期間を短縮するという特例を示した（華僑日報1943年1月21日）。

3 学費免除生

ただでさえ就学しない児童が多い中、關禮雄によると、「貧困家庭の負担を軽減するため、「華民慈善總會」は小、中学校に学費免除枠を若干設ける援助をした。しかし、「これはないよりましという程度で、毎日の食事にも事欠く危機に直面している多くの家庭で子女の教育が副次的な位置に置かれたのも当然であった」¹⁵。「総督は、「華民代表会」、「華民各界協議会」、恩主教、天主教組織及び東華三院等を指定して計画案を出させ、東亞建設協議会が集めた資金は総督に納め、その後総督が救済基金に与えるということで協議がまとまり、「華民慈善總會」が成立した」¹⁶。

華民慈善總會は、日本のお抱え機関であり、日本側が中国人有力者に日本統治の協力をさせ、有力者らに、私費で治安維持などに必要な経費、社会事業に必要な経費を支出させたものである。多くの中国人実業家がこのような日本官製機関の代表に納まったが、陳廉伯¹⁷もその一人であった。華民慈善總會は、1943年以後、積極的に募金活動を行い、学費免除生の入学を募集し、経済的な理由で就学できない者を支援した。

「華民両会は積極的に華僑の教育問題を推進し、すでに小組委員会を成立させた。—（中略）—、華民慈善總會会議ですでに教育経費資助の原則が通過したことにより、各校の免除数を指定し、まだ学校がない場所で学費免除の義学を設ける計画、各校の学費免除数を指定する方法に関して、教育界黄□清の計画を小組委員会で審査をした。—（中略）—。華民慈善總會は寄付金支給案に照らして、免除生の学費を支給することを最終決定した。香港地区は200名、九龍地区は120名で、昼間の新入生を募集し本学期から授業を行う。貧民の子弟が申し込みできる。—（中略）—、貧民児童の調査は各区役所に協力を請願する」（華僑日報¹⁸ 1943年1月29日。□は不明）。具体的な方法、その新入生募集数について次のような記載がある（華僑日報1943年1月29日）。

香港華民慈善總會の免除生募集

(試験宗旨)

本会は免除生の試験をし、一般の貧しい華僑の就学していない児童・文盲を教育、救済することを宗旨とする。

(免除生数の分配)

しばらく免除生は400名と定め、区ごとに分配する。

(学年の規定)

小学1、2、3、4、各学年。

(申し込みの手続き)

貧しい児童で、性別は限らず、試験を受けたい者は、申し込みの時、姓名・年齢・籍・住所、保護者氏名・年齢・籍・職業を書く。同時に入学願書を1式3部を書く。入学したい学校を志願書内に書く。

(入学試験)

試験を受ける児童は本会所定の試験日に筆炭を持って試験を受ける。1年生は試験を受けず抽選で採るほか、2年生-4年生は一律試験で新入生を採る。成績優秀な者は正取生一(中略)一、その成績が比較的良い者は備取生となり、本会が教育経費を増やした時、各学年の備取生を入学させる。入学試験後、すぐに正取・備取生の各姓名は試験場の門のあたりに掲示、新聞でも発表する。

(入学試験問題)

国文、算術、常識の3科。

(児童の家庭状況)

児童は合格後、区役所の調査で、その家庭状況が志願書で書いた学校に行けない状況であればすぐに入学できる。しかし入学後も校長が随時調査し、貧しくないことが発覚すれば、すぐに退学、あるいは学費を納める。

(学期の規定)

2学期間、本会の免除生となる。

児童は、願書に就学したい学校の希望を書き、それに対して、華民慈善總會で小学校別に学費免除生を決め、その上で、免除生の実数を決定するというものであった。免除生は「児童数400名としたが、最近の教育座談会で、文教□が各校長に学費を安くするよう斟酌し、児童の書籍の費用を助け、収容の協力で尽力するよう希望した」(華僑日報1943年3月3日、□は印刷不明)。

大勢の貧しい子どもの就学をという希望もあり、華民慈善總會は学費免除生数を増やした。「香港華民慈善總會は免除生の選定を経て、500名に免除生を増やした。香港地区に300名、九龍地区

に200名配分する。各児童の書いた志願書によって学校を選定する。香港地区は15校に配分、1年生は104名、2年生86名、3年生55名、4年生52名である。華民慈善総会は、昨日公告したように、合格した児童に、すでに入学手続きの書類を送った。本月15日-17日、証明書をもって、各合格者が当日昭和通り太子行3階の香港華民華民慈善総会内に行き、—(中略)—、本人から受験番号、姓名、学校、年齢の詳細を聞き取りする」(華僑日報1943年3月12日)。

華民代表陳廉伯は、「今回香港・九龍地区で試験を申し込んだ者は860余名、試験を受けた者はその9割以上で、これは各児童が勉強したいもの、と見ることができる。華民慈善総会は、はじめ400名と決定したが、失望させないため、できるだけ増加し、500名を採ることになった。—(中略)—。なお他日経費が豊かになれば、再び免除生数を増加する。今回の試験名簿によって優先的に合格させる」と述べている(華僑日報1943年3月12日)。

競争率は実質2倍程度で、選抜に漏れた者には今後寄付を増やし免除数を増やすような措置をとりたいと述べている。免除生が高等小学校に進学する道もあった。

「初級小学1、2、3、4年は各学校が免除生を受け入れ、処理するが、初級小学4年の免除生は初級小学の試験が終了後、高等小学に進学できるかどうか、社会の教育人士の注目するところである。記者が学校に調査したところ、初級小学1、2、3年の免除生は試験に合格すれば昇級するほか、4年生は成績優秀で操行良好な者は学校当局が高級小学進学を許し、その人材養成への初志を貫徹する」(華僑日報1943年7月2日)。

「華民慈善総会は平民児童の向学を励まし、特に上期免除生の成績優秀な者16名に賞品を与えた。本月29日、—(中略)—、式に赴いた者は、会の理事、社会の名士、香港・九龍地区の各学校校長・教職員、第一、二期の免除生、保護者など」で、香港教育界が総出で免除生の優秀さを誇示し、その華民慈善総会による制度の成功を祝った。(香港日報中国語版1943年8月26日)

その後、華民慈善総会は学校に行っていない児童の救済のため、500名の免除生数を1,000名に増やした。『香港教育発展歷程大事記(1075-2003)』によると、「当時、華人組織の華民慈善総会は、毎年貧困児童1,000人に学費を与え、6月学費が値上がりするのが決定した後、総会の負担が重いので、教育代表が、平民児童の学費はしばらく値上げしない、と各校の同意を得た」¹⁹。

しかし、香港占領地総督部文教課は学費を値上げした。

「1944年6月、文教課は通知を出した。もともと学費は、1943年4月から初級小学毎月3元、高級小学3.5元、初級中学4元、高級中学5元の4級に分かれ、当時毎月各級で1元学費を値上げした。6月から学費は、小学は一律毎月7元、中学は10元の2級に分ける。当局は更に学費を上げた理由として、教員の生活が維持できない、教員の帰郷にともない、教育の前途は誠に憂慮に堪えないことを挙げている。文教課の調査によると、私立学校は財政的に限界で、教員の月給はわずか100余元で、生活困難な状況である」²⁰。

4 区役所と教育普及

学費免除生の家庭状況の調査は、区役所を通して行われていた。

「卒業してから、継続して学校に通う免除生の家族の状況は、昨日、区役所が区内の連絡員を派遣し隣保班、隣保組長に知らせ、組長によって各児童の住所によって調査する」(香港日報1943年7月29日)、「香港九龍地区事務所が各区役所に知らせ、各隣保班長が今回の免除生試験および家族等の状況調査に協力する」(香港日報中国語版1943年7月27日)というものであった。

このように区役所が学費免除生の調査をしたが、東区長(中国人)から、香港占領地総督部総督が子弟の教育問題を問われると、政府はその問題に対して積極的に応えるとの見解を示した。東区の何迦区長は、「東区は76,000人の人口」で、「人口は多いが、わずかに学校が1校始業したばかりである」と報告し、「政府が多く学校を設立することを請願した」。総督は、「この問題を考慮し、保護者が子弟を入学させるため指導する」と述べた。「何区長は、3校を増設したいと言い、総督は、現在学費は高く、出費が多く、政府が公立学校を設立すれば、学校が広く行き渡るので、政府は十分に時間をかけ計画し、実現をする」と話した。さらに総督は「意見があれば、随時提出することができる。教育問題は各区が先にもともとある学校の再開を尋ね、もし困難であれば、各区が当局に請願をすべきである」と、東区の区長が積極的に区で学校設立を推進する旨を述べたことに対し、それら計画の政府への申請、請願の必要を述べているが、好意的な返事をした(華僑日報1942年10月27日)。

また、香港占領地総督部は、区内に最低1校は学校を設立するよう区役所に求めた。

「香港占領地総督部文教課当局は、現在各区役所に教育普及を求め、各区の学校が少ない場合は区役所で学校を設立し、区内に少なくとも私立小学校1校を増設するよう求めた。区役所が指導・処理し、文教課が協力する。現在春日区区役所長何徳光は春日区私立小学校の開設に着手し、進行している」(香港日報中国語版1943年7月9日)。

しかし、このような事業には必ずそれを支える財政基盤が必要だが、その確保のために翻弄する区役所の姿もあった。東区区役所は学校を設立したが、経費の負担が重く、映画鑑賞会などで寄付金を集めるという対策に出た。

東区私立東小学校(旧灣仔書院跡)は、「東区区役所の監督を受けた。設立宗旨は、区内の学校に行かない児童を救済するために、教育機会を与えるというものである」。「今秋設立されて以来、児童は喜んで学校に行っている。児童は300人に達し、教育は日に完全なものとなっている。学校の信頼は厚い。校長会が教員待遇を改善し児童の学費を増収することを提議した。しかし、該校当局は児童の多くが区内の貧しい子弟で、保護者の負担を増やせず、児童の学校に行く機会の障害となるため、本学期は文教課の規定により教員の待遇をよくし給料の額を上げるが、児童の学費はしばらく増収しないことにした。ただ毎月の経費は相当大きいので助力がないと—(中略)—。該区区会員は共同して、映画観賞会で金を集めると呼び掛けた」(華僑日報1943年12月29日)。

学校設立も徐々に行われ、夜間学校の設置から体制を整えばそれを昼間の学校に鞍替えするなどの方策も考えられた。

「中区区役所は教育の普及のため、現在、平民学校を運営しているが、場所の問題でまだ解決しておらず、便のよさのため適当な環境を図り、先に夜間学校開設を先行し、—(中略)—、短期間のうちに授業を始めることができる。—(中略)—、いったん場所を獲得したら、夜間学校を昼間の学校に転じ、香港地区の教育普及をする」(香港日報中国語版1943年9月1日)。

また香港占領地総督部、地区事務所が中国人区長に対して、積極的に教育普及をするよう指導もしていた。区教育行政には上位機関である香港占領地総督部の強い意向と指導が反映したものであった。

「各区役所区長は教育普及に対し関心をもち、平民義学を運営、免除生に寄付、区内の貧しい子どもを入学させた。このほか、本月、委員を派遣あるい隣保班、隣保組長が責任を負い、全香港の各区の未就学児童数を調査し、救済弁法を定め児童数を地区当局に呈し、救済を考慮する便とする」。「香港地区の各区役所は就学しない児童の救済、下年度区政経費の新計画に努力し、区会員大会を招集している。地区当局に対し貢献している西区区長邵蔚明、副区長梁澄宇は、すでに本月22日挙行了た区会員大会で一切を論じ、香港地区事務所田川主任自らの指導で、区内の未就学児童の調査をした。—(中略)—、本月25日に結果を出す」(香港日報中国語版1943年12月19日)。

一方で自発的に漁民の代表が、漁民子弟のため小学校設立を訴え申請した。

「漁民教育の実施は漁業の発展に重要な問題で、筲箕湾漁業組合長が、本組合所属の漁船1,200余、漁民1万□余人、その中で学齢期の児童が10分の1以上で、一部分が漁業の手伝いをするほか、多くが根拠地で寄港、就学している。ただ筲箕湾区内にわずか小学校1校があるだけで児童を収容するのは難しい。組合が漁民の求めに応じ、すでに成立している筲箕湾行業組合日語学院を漁民小学校に拡大し、漁民の子ども就学の便となり、漁民の基礎教育を發展させ、将来の漁民の知識を広げたいという。聞くと、該校は香港占領地総督部文教課に申請中で—(中略)—」(香港日報中国語版1943年10月27日、□は印刷不明)。

積極的に区内で教育普及を行うために、区独自の学費免除制度をつくる場所もあった。

「濠江区役所、正副区長、及び区会員等は、教育事業に対してもとより関心があり、紳商も賛助し、免除生に援助する。現在、児童を募集し始め、先に初級1、2、3、4年の計30名に6カ月の学費を補助し、区のセント・マリア学校に就学させる。区民の子女で性別を問わず、家が貧しく、学びたいが力がない者は区役所に応募することができる」(香港日報中国語版1944年2月3日)。

香港占領地総督部は、他の日本の植民地との比較で、香港の教育普及率が低いことを悲観し、「各区役所は香港・九龍地区の教育發展のために、各区によって各校長を集め座談会を行い、連絡を緊密にすることを決めた—(中略)—。香港の現在の人口から論じると、就学数、就学率は日本や台湾等と比較すると実に遅れているという感じがする」(香港日報中国語版1943年9月1日)と

の見解が新聞に掲載された。

5 配給の減少、停止に伴うともなう変化

1944年から、米の価格と均衡を保つ学費の支払いを必要としたため、2ヶ月ごとに学費が改定されることになる。1ヶ月前に学費の値上げをすることが保護者に通知されることになった。按金の制度ができ、学費のほかに1ヶ月分の学費を上乗せする制度ができた。

「香港・九龍地区の各校は連合で下学期の(1944年度2学期)の学費を改定するが、すでに各状況については前に報告している。—(中略)—。2ヶ月で1度学費を納めるのは、その額がだいたい標準米の価格と均衡となるためである。糧食の価格変動が大きくなければ、2ヶ月で改めることはない。支持できないことは認めるが、校長会月会で、1ヶ月前にどの程度学費を上げるのか通告することを決定した。—(中略)—。学費は1学期(6ヶ月)で計算し、毎学期開始時に1度払う。戦時の状況で現状に影響がなければ、児童の利益、教育の安定を図るため、下のよう

に定める。

按金 小学69、初級中学90、高級中学120(元)

学費 第1学期 小学120、初級中学180、高級中学240(元)

入学時に先に按金を払い、これは学期が終わる時、校則違反、学校の物を壊し賠償するものでなければ7月分の学費とする。また途中で退学、校則違反の者については按金は返還しない。学費は3期にわたって納め、上期に1度納める。毎月の学費は現在の米価によって定め、現在の教職員は最低の生活のため、将来米価が大きくなったら、途中で学費を上げる。しかし必ず前月に知らせ、あとあと次の学期で追徴しない」(華僑日報1944年1月5日)。

この按金に対しては反対意見も大きく、就学したら7月分の学費に相当するとはいえ、中退、問題を起こしたら返還されないことから、保護者の負担増と、学費値上げの中で、按金の意味が問われた。

「学校が「維持できない」の状況の下、学費を改定することに、人はみな同情を示している。たとえ児童が事前に1学期の学費を納めたあとに追徴されても、保護者は決して反対には至らないだろうが、必ずしも多くこの按金を取る必要はないと思う」(華僑日報 1944年1月7日)。

保護者の意見としては、学校の窮状を考えると、社会的には按金を許す土壤があるが、普通の給料生活者でも子沢山であったり、他に理由がある者は経済的に維持できない、という意見があった。

「1ヶ月の按金を納めることは一般の経済能力のある普通の保護者では負担が可能なようだが、学費は1期ごとに納め、按金は7月の学費となる。保護者である給料生活者はいつもこのように金を支払うばかりで、そのゆえ保護者は今回の按金を納めることにまだ賛成していない」(華僑日報1944年1月7日)。

このような中、学費を値下げし、按金を免除する学校も出てきた。

「各華僑学校は学費値上げの方法を決定したのち、近くその状況によって貧しい児童の保護者に対して、特に按金を第一期の学費とする方法を一種の折衷案とし、—（中略）—、銅鑼湾小学校では、校董会が経費不十分のため金を集めたので、教職員の生活待遇はよくなり、下学期（2月分から）、今回改定の学費の半額だけを納めることでよくなった。小学校はもともと毎月学費60元だが、該校では30元で、按金および費用はすべて免除するという」（華僑日報1944年1月21日）。

1944年になると、学費の相次ぐ値上がりで華民慈善総会の学費負担が重いため、その記事も、華民慈善総会が何とかその経費は確保できそうだというものから、徐々に経費の確保も難しく、段階的に免除生制度を廃止していく状況を述べるものとなっていく。

「学費改定後、小学校の全期で学費は360元、現在900名の免除生で総計32万4,000元で、この数字は大きい、総会は計画では負担は難しくないとしている」（華僑日報1944年1月13日）。しかし、華民慈善総会は、収入・寄付の5分の1、山口月郎の寄付20万元、陳廉伯の寄付、その他の寄付金を免除生の学費に当てたが、それでもさらに寄付が必要な状況であった。華民慈善総会の経費にも限度があり、小学1、2年生の免除生制度を停止し、その他の学年についても2ヶ月を限度とした学費免除となった。これによって多くの子弟の就学が困難となった。これは小学1、2年生は全体の5割を占め、華民慈善総会がこのために支払う費用の半分ほどが削減できるためである。

「下学期の免除生問題に関して、華民慈善総会は前日常務理事会議で初級小学1、2年の免除生はしばらく補助を停止、そのほかの2、3、4、5、6年はしばらくは学校に行けるが、補助は2ヶ月を限りとした。期限が満了となったら、華民慈善総会は経費の如何を再び状況を斟酌し処理する。—（中略）—。上学期、免除生は899名で、そのなか1、2年生は約4割—5割で、それゆえ下学期は全免除生の中で400人ほどが学校に行けない。その他は学校に行けるが2ヶ月限りで、残りの4ヶ月、全学期の学業を終えられるかどうかは問題である」（華僑日報1944年1月24日）。

1944年4月、香港占領地総督部の命令で香港私立学校校長会が正式に成立し、教職員の配給米について議論した。

「本月15日の一般の白米配給停止後、私立学校校長会属の全香港の小中学校校長、教職員は、一律配給を継続して受ける権利、家族が配給を受ける権利と、2つの権利を持つ。校長、教員の直系の家族、父母・妻・子どもには配給、学校職員については（事務会計および使用人らの家族を除き）、本人には継続して配給、これは当局が教育界を重視している表れである」（華僑日報1944年4月10日）。

特に、教員の生活保障は急務を要し、そのために文教課が教員とその家族の配給について調査し、配給を行うことを述べている。

「最近、教員待遇の改善の進行に関して、昨日の初歩の作業で、香港・九龍地区の私立学校600余人の教員及びその家族は継続して配給を受けることができるようになった。しかしそのなかで配給手続きが画一的でなく、たとえば直属の扶養家族が異なる米票、あるいは別居でまだ配給を受けていない、あるいは非世帯主で扶養家族がある者の家族は配給を受けることができるのか、がある。文教課当局は教員生活実況の調査をし、給料、家族に米糧配給があるのかどうか調査をし、調査完成後、まだ配給を受けていない、配給漏れのある家族には、実情に照らして配給する」(華僑日報1944年5月20日)。

香港占領地総督部は、1944年2月から、教員補助費毎月20元を補助することにした。各学校によってその補助費は一樣ではないが、補助費を出すことによって、教員の給料は手当ても含めて70-80%増えることになった(華僑日報1944年6月20日)。

しかし、一方で、学費を払う能力があり学校に子どもを就学させる保護者の負担は学費の値上げで重くなった。教員の生活保護のため、負担能力がある保護者には相応の負担を期待している状況であった。学費値上げは各学校に任せ、上限だけ定めるというものであった。

「文教課当局の指示のもと何度か会議を招集し、おおよそ来月から値上げを開始することを決定した。ただ前日の幹事会議で本学期(1944年12月-1945年1月)は、小学20元、初級中学40元、高校80元に増額する。この決定額は各校の状況により異なり、各校の経費は異なるので、今回の増額についてはしばらく一律の規定はなく、各校の状況によって増減の斟酌を任せる。しかし、上の額を超えてはいけぬ」(華僑日報 1944年11月20日)。

学費のみが唯一の収入源であるという、やむにやまれぬ事情がある以上、学費の値上げをしなければいけなかった。

「香港・九龍地区の各華僑学校が学費を上げるのは、今度ですでに3回目である。前2回は原則一律学費を上げるようになっていたが、当時、華民慈善総会が児童に補助をしたので各校は特に値上げをすることは多くなかった。支出も相当大きい、寄付も集まり、華民慈善総会が節約し、各校は学費を上げることを免れた。—(中略)—。今回、学費を上げるのは、前2回と異なり、第一に、額が大きい、値上げしないと各校の収支は合わないし、今後の予算が相当低くなる。」(華僑日報1944年11月23日)。

香港私立学校校長会会長張資模全体校長は各保護者に呼び掛け、同時に連名で知行中学等14校の保護者に、次のような手紙を出した。

「今回従業員への配給の変更、家族配給米弁法の停止で、われわれ教育界も特別であってはならず、無い米は炊けないため学費を上げます。学校の環境は異なるので、学費の値上げである程度食い違いがあるのは仕方がございません」(華僑日報1944年11月29日)。

1944年になると、家族への配給はなくなり、従業員も本人のみが厳格な手続きのもとで配給を受ける厳しい状況になってきた。学校においても配給はこれまでの半減となり、校長会は文教課

の指示に従うといっているが、給料を上げることで、それに対応しようとしていた。

「本月より毎日米糧配給量3両2、配給は設立者、校長、教員、事務員、給仕等で、本人に限る。—(中略)—。本月より教員、事務員、給仕はももとの給料より2倍、給料が300円の者は本月以降600元上がる。この方法に、各校当局は大体同意をしたが、実際の状況に合わせるため、原則はこれで決定だが、各校が実情によって改める」(華僑日報1944年12月2日)。

1945年になると、これ以上は学費値上げをできず、現物で学費に加えて持っていくことになった。それは教員の食料となるものであった。「6月分から再び小学・中学の学費を上げず、小学生は毎月白米1斤、中学生は毎月1斤半を徴収する」(華僑日報1945年5月30日)。

1945年6月29日、香港臨時教育策新会第1回会議が開かれ、「1. 教員の生活待遇の保障、2. 学校経営の困難への援助、3. 教師夏期講習会を組織、夏休み期間で教員養成」が提唱された。そして、教師の生活の保障問題に関して、香港臨時教育策新会は、「成績がよい学校の成績優秀な教師に米糧を配給する」と決定したが、実際に配給にあたったかどうかは定かではない。

おわりに

1943年、1,000人の学費免除生がいた。しかし免除生は区役所の推薦など、日本側と関係がある者しかその機会に恵まれなかったことから、免除生制度は中国人底辺層の管理強化の一面もあった²¹。また、日本占領時期には、キリスト教団体のほかに、仏教団体が、孤児が生活する術を身に付ける機会を提供していた。その点、日本の東西本願寺、その他仏教団体が香港に進出、日本語学校の設立は占領以前から行われていたが、学費の援助に関する記事が新聞に掲載されていなかった。これについては、今後の検討課題としたい。

(本稿は、平成21年9月教育史学会第52回大会(青山学院大学)「日本占領時期香港における教育」の発表原稿に加筆修正したものである)。

本研究は、平成20年度科学研究費補助金(若手研究(B))「中国・台湾の教育近代化と少年犯罪—近代日本の影響—」(研究代表者・山田美香、課題番号18730508)によるものである。

註

¹ 曹必宏「日据時期的香港植民教育」中国抗日战争史学会主弁・中国社会科学院近代史研究所編輯『抗日战争研究』2006年、p.76。

² 王道隆・崔茂隆・洪其華編著『香港教育』海天出版社、p.10。

³ 香港教育資料中心編写組『香港教育發展歷程大事記(1075-2003)』香港各界文化促進會有限公司、2004年、p.45。

⁴ 喻本伐・李先軍『振興時期的香港教育(1912-1941)』方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月、pp.208-212。

- ⁵ 香港教育資料中心編写組『香港教育發展歷程大事記(1075-2003)』香港各界文化促進会有限公司、2004年、p.59。
- ⁶ 公示第五十七号 香港占領地総督部農事伝習所伝習生募集ノ件 昭和19年9月1日。
- ⁷ 關禮雄『日本占領下の香港』お茶の水書房、1994年。謝永光『三年零八箇月の苦難』明報、出版社、1995年5月。元邦建編著『香港史略』中流出版社、1987年。
- ⁸ 曹必宏「日据時期的香港植民教育」中国抗日战争史学会主弁・中国社会科学院近代史研究所編輯『抗日戰爭研究』2006年、pp.64-86。曹必宏「日占時期的香港教育(1942-1945年)」方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月。
- ⁹ 張慧真・孔強生(日野みどり訳)『日本占領期香港の子どもたち 学びと暮らしのオーラルヒストリー』凱風社、2008年。
- ¹⁰ 小島勝「戦前のアジア地域における本願寺派開教使の日本語教育(その二)」龍谷大学仏教文化研究所『龍谷大学仏教文化研究所紀要』(通号 26)、1987年、pp. 28-40。
- ¹¹ 深川治道「天理教の日本語教育史(7) 華南の日本語学校について(その2) 広州天理日語学校と香港天理日語学校」天理大学おやさと研究所『天理大学おやさと研究所年報』No.14、2007年、pp.47-77。
- ¹² 曹必宏「日占時期的香港教育(1942-1945年)」方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月、pp.266-267。
- ¹³ 「授業再開の各校は英語授業を徹底廃止せよ 長尾課長、「準東洋教育と善良なる純東亞人」の目標に向け邁進を希望」(『華僑日報』1942年7月18日)張慧真・孔強生(日野みどり訳)『日本占領期香港の子どもたち 学びと暮らしのオーラルヒストリー』凱風社、p.352にも同様の記事がある。
- ¹⁴ 曹必宏「日占時期的香港教育(1942-1945年)」方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月、p.247。
- ¹⁵ 關禮雄『日本占領下の香港』お茶の水書房、1994年、p.162。
- ¹⁶ 關禮雄『日本占領下の香港』お茶の水書房、1994年、p.151。
- ¹⁷ 謝永光『三年零八箇月の苦難』明報出版社、1995年、p.65。「陳廉伯は、汪精衛と密接な関係にあり、—(中略)—。日本領事館で磯谷廉介が武官であったとき、彼と汪精衛は磯谷と応酬し、—(中略)—。抗日戦争後、汪政権の香港における聯絡分子となった。陳は30年代はじめ東華三院の主席で—(中略)—」。
- ¹⁸ 謝永光『三年零八箇月の苦難』明報出版社、1995年、p.222。「商業新聞華僑日報、星島日報は追い詰められ、日本占領軍政府と合作した」。
- ¹⁹ 香港教育資料中心編写組「香港教育發展歷程大事記(1075-2003)」香港各界文化促進会有限公司、2004年、p.59。
- ²⁰ 香港教育資料中心編写組『香港教育發展歷程大事記(1075-2003)』香港各界文化促進会有限公司、2004年、p.59。
- ²¹ 曹必宏「日占時期的香港教育(1942-1945年)」方駿、熊賢君『香港教育通史』齡記、2008年5月、p.245。